



新春の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当組合では仮換地の指定に向けた個別説明会を昨年9月30日から約2週間開催したところ、多くの皆様にご出席を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

説明会以降は、皆様からのご意見を整理すると共に可能な限り地権者間で調整をさせていただきました。当初予定より少し遅れましたが、今般、地区全域での仮換地指定案がまとまりましたので、令和3年3月中下旬に仮換地指定を行う予定で手続きを進めてまいります。仮換地指定までの予定は、本組合だよりの3ページに記載していますので、ご確認ください。

工事につきましては、令和2年度は第2期作止め区域への土砂搬入工事を進めると共に、施行地区内の工業用水管を地区南西側の市道（追分中央線）に仮移設する工事を愛知県に施工していただいております。組合としましては、精力的に土砂搬入を継続しながら、令和3年6月頃には調整池築造工事に着手する予定です。

また、工事進捗を図るうえでは、物件等の移転補償を並行して進めなくてはなりません。1月20日から22日には第1施工区および第2施工区の移転補償（立竹木、工作物等）説明会を開催します。すでに対象者の方々にはご連絡が届いていると存じますが、ご出席を賜りますよう、よろしくお願い致します。

早期の事業完成に向け精いっぱい努力して参る所存ですので、組合員の皆様には引き続きご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

理事長 成田 政勝

■ 第6回通常総代会開催結果

令和2年8月1日（土）に通常総代会を開催し、原案どおり決定しました。

（※1）

（※1）前年度の決算承認を諮る総代会は「通常総代会」と言います。

【令和元年度収支決算】

○収入の部 (単位：円)

科 目	令和元年度決算額
補助金	30,000,000
助成金	65,000,000
保留地処分金	0
雑収入	23,459,932
借入金	61,000,000
繰越金	1,397,439
合 計	180,857,371

< 第6回通常総代会議案 >

第1号議案 令和元年度(平成31年度)事業報告書、
収支決算書及び財産目録について

第2号議案 整理前後の路線価について

収入決算額 180,857,371 円

支出決算額 158,977,332 円

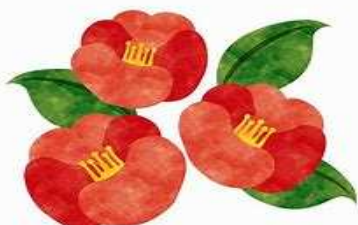
差引残額 21,880,039 円

※差引残額は令和2年度へ繰越

●支出の部

(単位：円)

科 目	令和元年度決算額	摘 要
工事費	0	
補償費	0	
移設費	7,238,000	県工業用水道配水管移設設計
上水道・下水道・ガス	0	
調査設計費	94,962,180	工事設計、補償調査、換地設計、測量業務
会議費	0	
事務所費	43,776,809	事務委託費、役員・総代報酬等
負担金	12,496,596	愛知用水転用負担金
借入金利子	285,347	
雑支出	218,400	県連合会・街づくり協会会費、慶弔費等
借入金償還金	0	
予備費	0	
合 計	158,977,332	



■ 仮換地指定までの予定

仮換地指定までの予定は、次のフロー図のとおりです。

仮換地個別説明会（令和2年9月30日～令和2年10月15日）

組合員を対象として仮換地案について、個別説明会を開催しました。

個別説明会における意見調整（令和2年10月16日～令和3年1月14日）

個別説明会での意見を踏まえ、関係地権者と意見調整を行い、原案の一部見直しを行いました。

縦覧（令和3年2月2日～令和3年2月15日）

組合員に個別説明した仮換地案を縦覧に供します。

※組合員本人の仮換地案を確認できます。他の方の仮換地案は閲覧できません。
ご本人の仮換地案を改めて確認したい方は組合事務所までお越しく下さい。

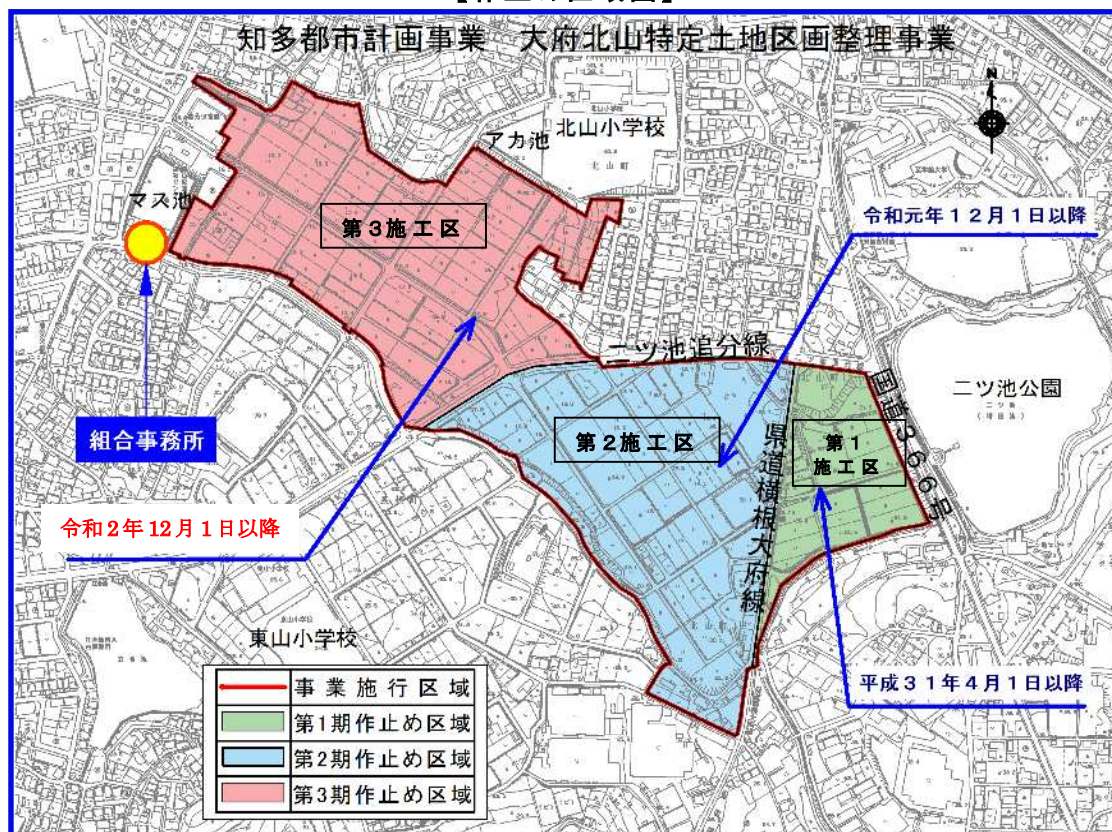
総代会議決及び仮換地指定通知の発送（令和3年3月中下旬予定）

換地設計について総代会議決を得て、組合員全員に仮換地指定通知を発送します。

■ 作止めについて

令和2年度は、下図に示すとおり、二ツ池追分線西側区域（第3施工区）を「令和2年12月1日以降作止め」とし、関係地権者の皆様には起工承諾書を提出していただきました。

【作止め区域図】



■ 届け出のお願い

1) 土地の権利などを異動するとき（定款第 87 条）

組合からの重要な書類の発送や各種通知などを組合員にもれなく行う必要がありますので、次のように権利(住所)等に異動が生じたときは、権利異動届出書のほか必要書類を添付して組合に届け出てください。

- 1 土地を売買したとき
- 2 相続、贈与等で所有権を移転したとき
- 3 抵当権、地役権、そのほかの権利を設定又は解除したとき
- 4 土地を分筆又は合筆したり、地積の誤謬^{ごびゅう}を訂正したとき

なお、住所を変更したときは、住所変更届を提出してください。

権利異動届出書、住所変更届出書の用紙は、組合事務所に常備しています。

2) 建築行為などが制限されます（土地区画整理法第 76 条）

建築行為など次のことを行う場合は、大府市長の許可が必要となります。許可申請書には組合の意見書が必要となりますので、許可申請の前に組合と協議してください。

- 1 土地の形質の変更、建築物、工作物(塀、車庫、よう壁、駐車場の舗装)等の新築、増築、改築
- 2 移動が容易でない物(5 t 以上)をたい積するとき
注) 看板等を設置するときにも必要です。

ご意見・ご質問は、お気軽に組合役員又は組合事務所までどうぞ。

【組合事務所】 〒474-0027 大府市追分町四丁目 9 番地 1
大府北山特定土地区画整理組合
TEL (0562) 51-7649
FAX (0562) 77-0929

メールアドレス : obukitayama@ma.medias.ne.jp
月～金 午前9時～午後4時30分（ただし正午から午後1時は除く）
【土、日、祝日はお休みです。】

